

無戸籍者解消のための相談窓口



◆出生届を出せず、お子さんが戸籍に記載されていない方へ
出生届を提出しないと戸籍に記載されません。戸籍がないと人生のさまざまな段階で不利益を被ります。一人で悩まずに、法務局または市民課までご連絡ください。相談は無料で秘密は固く守られます。

▼名古屋法務局豊橋支局

☎(0532)540278

▼市民課 ☎23-3511

寄付

次の方からご寄付をいただきました。
ご厚意に感謝します。

▼4月20日、伊藤勝弘様(豊川市)から魅力ある学校づくりのため、金20万円

税

公的年金から住民税を特別徴収(天引き)します



◆対象の方

令和3年中に公的年金などの支払いを受け、令和4年4月1日現在65歳以上で遺族年金、障害年金などの非課税の年金を除く公的年金の支払いを受けている方

◆年金から徴収される金額

公的年金などに係る所得から算出された税額が公的年金から徴収されます。対象の方には、6月中旬頃に市から納税通知書を送付します。特別徴収の金額は納税通知書で確認してください。

■特別徴収の納付方法例

①初めて65歳以上に該当する方 (昭和31年4月3日～昭和32年4月2日生まれ)

徴収方法	普通徴収(納付書・口座振替)		特別徴収(年金から徴収)			
	納付月	1期(6月)	2期(8月)	10月	12月	2月
税額	各期:年税額の4分の1			各月:年税額の6分の1		

②特別徴収2年目以降の方

徴収方法	特別徴収(仮徴収)			特別徴収(本徴収)		
	納付月	4月	6月	8月	10月	12月
税額	各月:前年度分の年税額の6分の1			各月:年税額から仮徴収分を差し引いた額の3分の1		

▼税務課 ☎23-3509

暮らしの備忘録

今月の納税・使用料

納期限:6月30日(木)

市県民税・公共下水道負担金等・農業集落排水事業分担金(全期・1期)、市営住宅使用料・保育料(6月分)、国民健康保険税(過随3期)、後期高齢者医療保険料(過随4期)

納期限:6月27日(月)

水道料、下水道料、農業集落排水施設使用料(4・5月分)

家屋調査にご協力を



固定資産税の算定の基礎となる家屋の評価額を決定するため、令和4年1月1日以降に新築・増築された家屋の調査を行っています。職員がお宅や事務所などへ調査に伺いますので、ご希望の調査日時がある場合は、ご連絡ください。

▼税務課 ☎23-3510

増改築・リフォーム
リノベーションは
レオック
ご相談
受付中
☎0120-48-2099
株式会社 レオック田原かや町店 田原市田原町登町79-4 / 水曜定休

美容室ひまわり 田原店
男性も女性もお気楽に！
是非、おこしくたさいませ
カット ¥1,800 (税別)
カラー ¥2,500~ (税別)
パーマ ¥4,000~ (税別)
予約優先 0531-27-9779
田原市神戸町深田 99-1
(スーパーおたにやさん 向かい)